

浄化槽維持管理費助成金事業の流れ

浄化槽の法定検査・清掃の費用を助成します

浄化槽法の規定による法定検査(第11条)、又は清掃(第10条)を実施した際、その費用を助成することにより、浄化槽管理者(家主または浄化槽使用者)の負担の軽減を図るとともに、浄化槽の普及促進及び適切な維持管理を推進します。

①事業名

雲仙市浄化槽維持管理費助成事業

②対象区域

- ・国見町、南串山町に合併浄化槽を有する人
- ・瑞穂町、吾妻町、千々石町、小浜町に合併浄化槽を有する人(下水道区域を除く)
- ・愛野町に合併浄化槽を有する人(農業集落排水区域、小規模集合排水区域を除く)

③対象事業)

浄化槽の法定検査(11条検査)及び清掃費用に対する助成



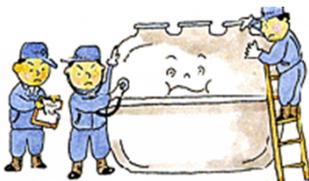
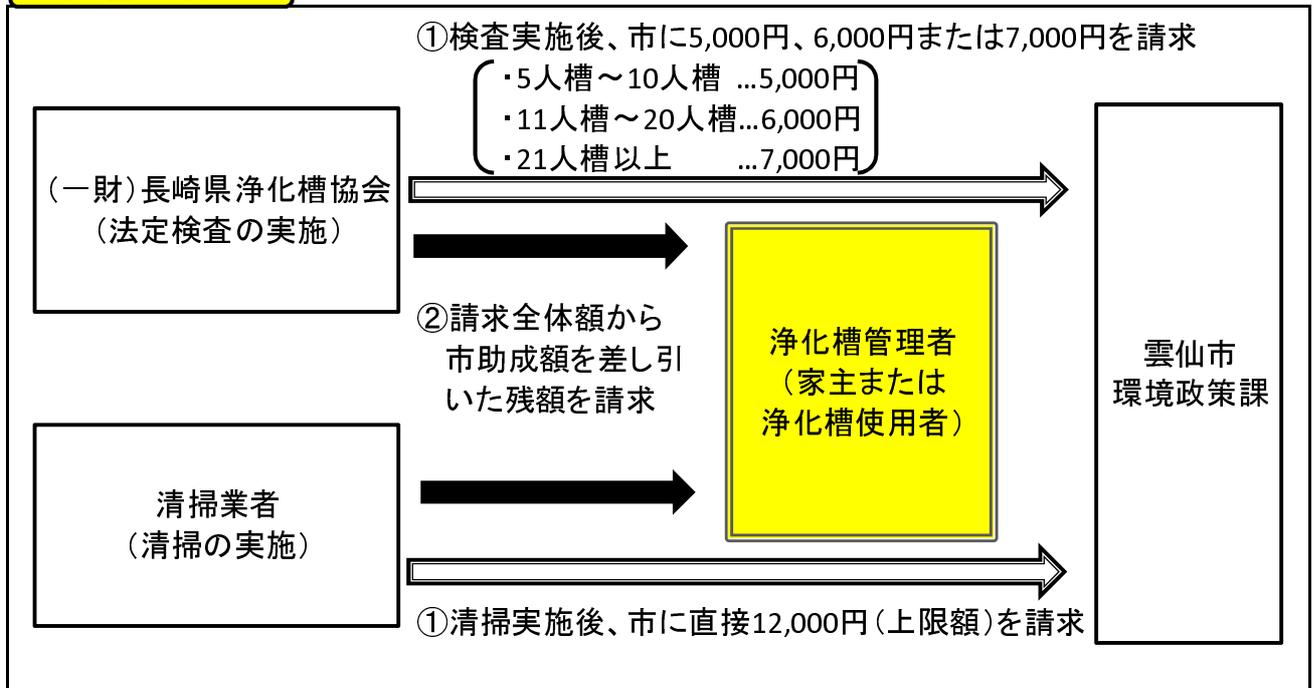
④助成内容

- ・法定検査 5人槽～10人槽 …5,000円
11人槽～20人槽…6,000円
21人槽以上 …7,000円
- ・清 掃 年額12,000円(人槽の大きさに係らず一律)

⑤助成の方法

指定検査機関(長崎県知事指定(一財)長崎県浄化槽協会)及び清掃業者による代理受領

◆助成金の流れ



◇お問い合わせ◇



雲仙市環境水道部環境政策課

Tel:0957-38-3111